



発行 東京都

目次

規則

- 東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の一部を改正する規則：（環境局自然環境部計画課）…一
- 東京都林地開発許可手続に関する規則の一部を改正する規則：（環境局自然環境部緑環境課）…一

告示

- 建築基準法による一定の一団の土地の区域：（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）…一
- ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定：（環境局環境改善部有害化学物質対策課）…二
- 都道の区域変更：（建設局道路管理部路政課）…三
- 土地区画整理組合の理事の就任：（都市整備局市街地整備部民間開発課）…四
- 平成十八年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施：（都市整備局市街地建設部建設課）…四
- 低NOx燃焼機器の認定：（環境局環境改善部大気保全課）…五
- 争議行為の予告：（産業労働局雇用就業部労働環境課）…六

規則

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十八年三月七日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都規則第十五号

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一号ワ、第三十二條第一号ハ(夕)及び第四十八條第七号ハ中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

別記第十四号様式及び第十六号様式中「（略）」を「（略）」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都林地開発許可手続に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十八年三月七日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都規則第十六号

東京都林地開発許可手続に関する規則の一部を改正する規則

東京都林地開発許可手続に関する規則（平成十二年東京都規則第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

別記第七号様式中「（略）」を「（略）」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第二百四十二号  
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第二項の規定による認定をし



たので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成十八年三月七日

東京都多摩建築指導事務所長

河村 茂

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

清瀬市松山三丁目千八百番一、千六  
十三番二の一部及び千六百十三番四  
十七日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課

◎東京都告示第二百四十三号

ダイオキシソ類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二十九条第一項の規定に基づき、ダイオキシソ類土壤汚染対策地域を指定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成十八年三月七日

東京都知事 石原 慎太郎

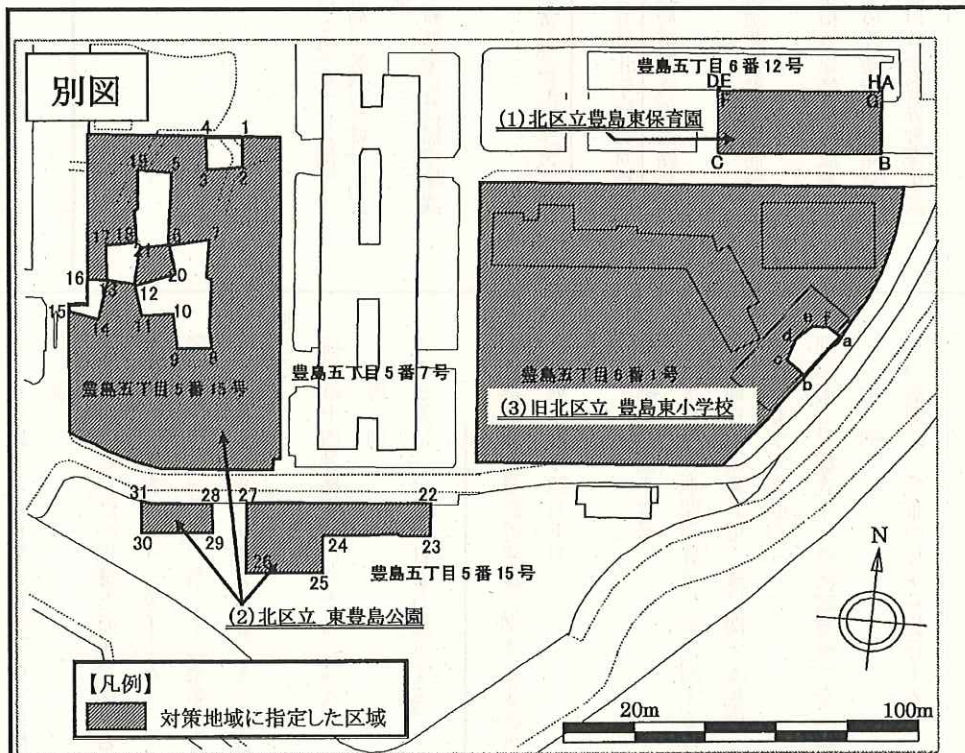
一 指定した年月日 平成十八年三月六日

二 指定した区域 別図のとおり

(一) 北区豊島五丁目五番十五号の一部(北区立東豊島公園)

(二) 北区豊島五丁目六番一号の一部(旧北区立豊島東小学校)

(三) 北区豊島五丁目六番十二号の一部(北区立豊島東保育園)



【凡例】  
 対策地域に指定した区域

(1)豊島東保育園			(2)東豊島公園						(3)旧豊島東小学校		
No	x座標(m)	y座標(m)	No	x座標(m)	y座標(m)	No	x座標(m)	y座標(m)	No	x座標(m)	y座標(m)
A	-26064.866	-7059.431	1	-26097.329	-7230.426	11	-26160.630	-7255.847	21	-26132.083	-7256.660
B	-26078.368	-7057.896	2	-26105.299	-7229.312	12	-26142.314	-7257.907	22	-26198.178	-7168.291
C	-26083.455	-7098.358	3	-26106.838	-7240.843	13	-26142.105	-7266.431	23	-26203.101	-7167.048
D	-26069.945	-7100.073	4	-26098.745	-7241.837	14	-26154.261	-7284.926	24	-26205.592	-7196.969
E	-26069.837	-7099.257	5	-26108.104	-7248.285	15	-26151.250	-7274.683	25	-26216.754	-7195.570
F	-26070.697	-7098.879	6	-26130.213	-7249.268	16	-26142.637	-7270.717	26	-26219.241	-7215.415
G	-26065.902	-7060.385	7	-26125.886	-7235.712	17	-26132.370	-7265.131	27	-26199.396	-7217.902
H	-26064.965	-7060.216	8	-26157.548	-7232.524	18	-26130.813	-7259.269	28	-26200.640	-7227.825
			9	-26158.861	-7243.104	19	-26109.583	-7260.144	29	-26209.322	-7226.736
			10	-26148.909	-7245.546	20	-26138.096	-7245.407	30	-26211.809	-7245.581
									31	-26203.127	-7247.669

※上記座標は、測量法(昭和24年法律第188号)第11条に規定する測量の基準に準じて実施された世界測地系座標計算によって作成した。